



石狩市

消費生活センター便り

臨時号

ハガキで
訴訟最終通告?!

連絡しないと
差し押さえられる?!

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めて告知致します。

管理番号 [] 訴訟取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に執行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては、当局にて承っておりますので下記までお問合せ下さい。

書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成29年12月 [] 日

法務省管轄支局 民事訴訟告知センター

東京都千代田区霞が関 []

取り下げ等のお問合せ窓口 03-[]

受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

気をつけて！

こんな相談が増えています！

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」

というハガキが届き、訴訟の取り下げ最終期日が迫っている。心当たりは無いが、連絡した方が良さだろうか？という相談が増えています！

身に覚えのない請求は架空請求の可能性あります。

差出人が公的機関のような名前であってもハガキに書かれた問い合わせ先には決して連絡せず、無視するか、消費生活センターにご相談ください。

～消費生活センターから～

- ★身に覚えのない請求は架空請求の可能性あります。
- ★ハガキに書かれた問い合わせ先に電話をすると、新たに個人情報を与えてしまい、さらに不安をあおられ、高額な金銭を請求される危険性があります。
- ★ひとりで悩まず、消費生活センターにご相談ください。

? こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター(平日 午前10時～午後4時)

石狩市花川北6条1丁目30番地2 石狩市役所1階

☎0133-75-2282

※土日・祝日の電話相談は、消費者ホットライン 188 (いやや! 泣き寝入り) へ